

随意契約(相手方指定)調書

件 名	荒川区校務支援システム 3 年延長及び運用管理委託	No.5200584
工(納)期	令和 1 1 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 7 年 7 月 1 4 日	
契約金額	2 0 0 , 1 7 8 , 0 0 0 円 (消費税込)	

契約相手方	株式会社大塚商会 LA事業部公共グループ (法人番号:1010001012983)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	荒川区校務支援システム3年延長及び運用管理委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社大塚商会 LA事業部公共グループ 所在地 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号 代表者 グループ長 鈴木 宏
特命理由	本件は、児童生徒の情報管理や成績処理等の一元的な管理や教員の事務負担軽減を目的とした校務支援システムの利用延長及び運用管理を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ①本件は、価格評価のみならず、技術やシステムの機能、システムの取扱いの容易性や簡易性、事業者の取組体制等も踏まえた上で、平成30年度にプロポーザル方式により選定を行ったものである。 ②現行契約の履行期間は令和8年3月までとなっており、システムの更改もしくは利用期間の延長が必要となる。 ③校務支援システムについては、教職員の負担軽減や児童生徒のデータ利活用等の観点から、国及び東京都が共同調達の計画を進めており、区では参画を想定している。 ④システム更改によって令和8年度から新システムを利用することとなった場合、共同調達するシステムを含め、数年以内に複数回のシステム更改を実施することとなり、データ移行や操作の習熟に多大な負担を生ずることとなる。そのため、共同調達に至るまでは現行システムの利用を継続することとし、利用に伴う運用管理が必要となる。 ⑤上記事業者はシステム構築から稼働にまつわる保守等の一連の業務について、これまで学校からの改善要望にも適宜対応し、円滑に業務を遂行している。令和6年度の主管課による履行評価においても、システムの安定した稼働やトラブルに対する迅速な対応が高く評価されており、今後も円滑かつ効果的な業務履行が期待できる。 以上のことから、引き続き上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)